

# 日本中毒学会機関誌「中毒研究」の投稿規定

日本中毒学会編集委員会

「中毒研究」は臨床中毒学の専門性を追求し、その進歩に寄与することを目的とします。

本誌を構成する記事のうち「原著」「症例報告」「症例短報」「レター/速報」の4分野について投稿を歓迎します。ご投稿いただいた論文は複数の専門家による査読を受けていただき、通常1~2か月以内に投稿者に評価結果をご連絡します。そして、最終的な審査をパスした論文のみが本誌に掲載されます。論文の掲載費用は無料ですが、カラー図版などの特殊なご要望には掲載料をいただくことがあります。なお、別刷には実費負担をお願いします(著者校正時に必要部数を伺います)。

投稿にあたって、以下に述べる規定をよくお読みください。本規定を外れた論文は受理されません。

1. 投稿内容は独創的なものであり、他誌に未発表のものに限ります。なお、査読期間中に他の学術誌へ再投稿することはできません。
2. 著者または共同著者のなかに、本学会の会員が少なくとも1名は含まれていなければなりません。ただし、編集委員会が特別に認めた場合は、この限りではありません。

### 3. 投稿論文の様式

#### a. 論文の構成および長さの制限

##### 1) 原著および症例報告

###### ①タイトルページ

和文の表題、著者名と所属

英文の表題、著者名と所属

英文のランニングタイトル(スペースを含めて45字以内)

英文の Key words(3~5語)

※なお、著者の数は7名以内とする。

###### ②和文要旨

原著 : 600字以内

症例報告 : 400字以内

###### ③英文要旨

原著 : 300語以内

症例報告 : 200語以内

###### ④本文

④⑤⑥を含めて

原著 : 10,000字以内

症例報告 : 5,600字以内

※ 図表1点を400字に換算する。

###### ⑤文献

⑥図表(図表中の言語はすべて英文にする)

⑦図表のタイトルと説明書き(英文にする)

⑧二重投稿でなく著者全員が原稿を確認済みである旨の文言に署名した誓約書

※ 著者および共著者の全員について揃える。

必ずしも全員が同一書面上に連署する必要はなく、各著者ごとに署名した別々の誓約書を提出してもよい。申告書式は当学会ウェブサイトの機関誌『中毒研究』よりダウンロードしてください。

##### 2) 症例短報

※ 「症例報告」論文とするには新奇性が欠けたり、あるいはデータが不足したりという弱点はあっても、中毒原因物質、中毒症状や検査値、治療経過、画像診断などのひとつでも興味深い知見が得られた中毒症例を、簡単に報告するもの。

- ①タイトルページ  
和文の表題，著者名と所属  
英文の表題，著者名と所属  
※なお，著者の数は7名以内とする。
- ②本文  
②③④を含めて  
2,400～2,800字程度  
※ 図表1点を400字に換算するが，刷り上がり2ページに収めるため，図表が大きければ本文の文字数を少なくする。
- ③文献(必要最小限とする)
- ④図表(図表中の言語はすべて英文にする)  
※ なお，図表は2点までに限る。
- ⑤図表のタイトルと説明書き(英文にする)
- ⑥英文要旨  
150語以内
- 3) レター/速報  
※ 研究速報あるいは短報的な論文，掲載論文への意見等が含まれる。  
構成，長さとも「症例短報」①～⑤に準じる。

#### b. 原稿の書き方

- 1) 投稿用紙はA4判横書きとし，ワープロ原稿は12ポイント程度の活字で，1枚あたり32字×25行程度で印字する。その際，用紙の左右に2.5～3.0cmの余白を設定し，ページ番号を付けてください。また，図表のタイトルおよび説明は別紙にまとめてください。
- 2) 用語は新仮名遣い，口語体を用い，医学用語以外は常用漢字とする。
- 3) 度量衡は国際単位を原則とするが，医療あるいは臨床中毒学において慣用的に用いられる単位は使用してよい([例] 血圧のmmHg)。なお，組立単位はSI基本表記([例]  $m \cdot kg \cdot s^{-2}$ )でも，慣用的な表記法([例] mg/dL)でもよい。
- 4) 外国の人名，地名等は原語を用いるが，慣用されているものはカタカナで記す。
- 5) 薬品名の記載は原則として一般名を用い，慣用されているものはカタカナで記す。
- 6) 特殊な試薬，機器などは種類(機種)，製造会社名と，外国の場合は製造会社の所在地(国名)

を括弧内に記載する。[例] エンドトキシン(E.coli O55-B5 ; Difco, USA), シリカカラム(SEP PAK C18 ; Waters, USA), CO<sub>2</sub> モニタ(OIR-7101 ; 日本光電)

- 7) 略語は正式または慣用的に使用されているものに限り用いてよいが，初出の完全用語に( )で以下略語を用いることを明記する。  
[例] volume of distribution(以下 Vd と略す)
- 8) 図表・写真は印刷原稿として使用に耐える解像度であり，手札サイズ(約9×12cm)以上の大きさとする。
- 9) 文献の記載法

引用文献は不可欠なものを厳選し，原著で20，症例報告で10，レター/速報で5本以内を目安とする。引用した順番に本文中に肩付番号を付し，その番号順に配列する。著者名は筆頭から3名までを列記し，それ以上は「他」または「et al.」とする。誌名の略記法は医学中央雑誌収載目録略名表および Index Medicus に準じる(以下に記載例を示す)。

#### ①雑誌の場合

引用番号) 著者名：題名. 雑誌名 発刊西暦年；巻：頁-頁.

[例] 1) 津田一男，山内教宏，岡崎尚人，他：グリホサート中毒に対する血液浄化法の実験的研究. 中毒研究 1989；2：393-400.

[例] 2) Proudfoot AT, Prescott LF, Jarvie DR：Haemodialysis for paraquat poisoning. Human Toxicol 1987；6：69-74.

#### ②単行本の場合

引用番号) 著者名：分担項目題名. 編者名，書名，(巻)，(版)，出版社名，発行地，西暦年，pp 頁-頁.

[例] 3) 白川洋一：急性中毒；総論. 日本救急医学会監修，救急診療指針，改訂第3版，へるす出版，東京，2008，pp 334-40.

[例] 4) Schreiner GE, Rotellar C：Chronic drug nephropathy. In：Haddad LM, Winchester JF eds. Clinical Management of Poisoning and Overdose. 2nd ed, Saunders,

Philadelphia, 1990, pp 184-97.

※ウェブサイトは参照の永続性が保証されないため、原則として引用を避けてください。ただし、必要な場合は「タイトル, URL, 参照した年月日」を明記してください。

#### 4. 著者校正

著者校正は、原則として1回行います。とくに校正者が指定されていない場合は、筆頭著者にお送りします。著者は校正時に、編集上の必要から編集委員会が行った修正内容についても確認し、確認後は原稿の内容について著者が責任をもつこととします。

#### 5. 倫理規定

1) 臨床研究においては世界医師会によるヘルシンキ宣言に示された倫理規範を遵守しなければならない。動物実験は医学生物学研究に関する国際指針の勧告に準拠する必要がある。また、厚生労働省等が提示する「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」「手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方」「厚生労働省の所管する実施期間における動物実験等の実施に関する基本指針」「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」「ヒト授精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」「疫学研究に関する倫理指針」「臨床研究に関する倫理指針」「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」を遵守しなければならない。投稿時に、以上の遵守すべき事項を確認し、上記に該当しない場合を除き、当該施設倫理委員会等の承認を受けた旨、本文中に「本研究は当該施設(具体名)倫理委員会の承認を得た」等と、その日付とともに記載する。

#### 2) 「症例報告」および「症例短報」

患者および関係者の特定につながる事項を極力省いて十分な匿名化を行い(下記①~⑤参照)、所属施設倫理審査委員会の審査を受けてください。匿名化が困難な場合は、患者本人もしくはその両親、親族等から論文の掲載に関して同意を得てください。倫理審査委員会の承認もしく

は患者等の同意に関しては「はじめに」などに、その日付等とともに記載してください。

- ①イニシャル, ID 番号, 検査番号, 患者の住所, 前医の名称や所在地は記載しない。
- ②発生場所の記載が必要な場合は、都道府県あるいは市までの区域に限定する。
- ③日付の記載は年月までとする。発症あるいは来院時刻は記載しても、その後の時間経過は相対表示で表す。
- ④診療科名が個人の特定につながる場合は記載しない。
- ⑤顔写真は目を隠し、眼をみせる場合は眼球のみの拡大写真とする。

できれば、患者や関係者から書面による同意を得たり、あるいは、倫理審査委員会の承認を得ることが望ましい。

#### 3) 下記のは二重投稿とみなされます。

- ①同じ内容の和文と欧文の論文
- ②過去の自分の研究に症例数等を変えただけで、新たな結論が追加されていないもの

#### 6. 利益相反

1) 共著者を含むすべての著者について、投稿内容に関連する企業や営利を目的とした団体との利益相反状態について申告していただきます。

投稿時に、「投稿時利益相反申告書」を著者一人ひとりについて提出してください。申告書式は当学会ウェブサイトの機関誌『中毒研究』よりダウンロードしてください。なお、投稿原稿の本文末尾に、利益相反状態についてごく簡単な一文を加えてください。

#### 2) 申告すべき利益

投稿時から遡って1年間につき、論文内容に関連する企業、組織または団体から得たあるいは取得が予定されている下記に該当する利益です。

- ①役員、顧問職等の報酬：1つの企業、団体から年間100万円以上
- ②株式の利益：1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有
- ③特許使用料など：1つにつき年間100万円以上

- ④講演料など：1つの企業，団体からの年間合計 50 万円以上
- ⑤原稿料など：1つの企業，団体から年間合計 50 万円以上
- ⑥研究費，助成金などの総額：企業，団体から 1つの臨床研究に支払われた年間総額が 100 万円以上
- ⑦奨学(奨励)寄付などの総額：1つの企業，団体から，1名の研究代表者に支払われた年間総額が 200 万円以上
- ⑧当該研究に用いる機器あるいは材料の無償貸与あるいは無償提供：ただし，当該研究の内容が提供された資器材の評価に影響する場合に限る。したがって，標準物質の提供などはここに含まれないが，相当する金額によっては次項⑨に該当する可能性がある。
- ⑨その他(旅費，贈答品などの受領)：1つの企業，団体から年間 10 万円以上あるいはそれに相当する物品

## 7. 著作権の譲渡について

- 1) 本誌に掲載される論文等の著作権は日本中毒学会に譲渡されます。ただし，以下の権利は著者の手元に残るものとします。
  - ・論文等の一部を著者が自らの著作物中に利用する権利
  - ・論文等の一部を著者が営利を目的とせず利用する権利(例えば教育資料として)
  - ・その他，著作権法に反しない利用の権利
  - ・著作権以外の例えば特許権等の権利

著者が上記以外の利用を希望する場合は，日本中毒学会に申し出て許諾を得る必要があります。

- 2) 著作権の譲渡について同意書の提出が必要です。論文を受理したのち(概ね，査読結果の送付と同時に)同意書の書式を送付しますので，筆頭著者または責任著者が署名してご返送ください。同意書の提出がない論文は本誌に掲載されません。

## 8. 論文の送付

- 1) 原本の他にコピー3部，計4部を送付してください(ただし，写真は原本のみを4部)。

- 2) 「タイトルページ，自己チェックリスト」の添付

学会ウェブサイトの機関誌『中毒研究』より「タイトルページ，自己チェックリスト」をダウンロードし，記入のうえ論文とともに提出してください。

- 3) 電子データの添付

ワープロ原稿および図表の電子データを(できれば写真の電子データも)，CD-Rを用いて提出してください。

- 4) 送付先

〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3

株式会社へるす出版編集部

「中毒研究」編集室

電話：03-3384-8155 FAX：03-3383-1584

## 9. 英文の原稿について

- 1) 英文の投稿も投稿規定1~5に準じます。ただし，A4判用紙にダブルスペース12ポイントで印字し，原著3,200語，症例報告2,000語，レター/速報および症例短報800語以内とします。原則として English native speaker による校閲を受け，それを証する書類を添えてください。また，英文の投稿の場合にも和文要旨(原著600字以内，症例報告400字以内)をつけてください。

- 2) 和文論文の英文要旨等についても，English native speaker による校閲を受け，それを証する書類を添えてください。

2001年7月 改訂

2003年4月 改訂

2005年2月 改訂

2009年1月 改訂

2010年1月 改訂

2011年8月 改訂

2013年1月 改訂

2014年9月 改訂

2015年7月 改訂

2016年7月 改訂

2018年7月 改訂